

所管部課		教育部 教育指導課		部長		石田 玲奈		
件 名		東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則に						
		ついて		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係 事項	条例 規則	東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程						
	部課 機関	教育部教育総務課						
1. 要 旨 学校教育法等の改正に伴い、令和8年4月1日から学校の教育活動に関し教職員の総合的な調整等を行う、「主務教諭」の職が新たに設置されることに伴い、所要の改正を行うものである。 (1) 主な改正点 第7条の4の「主任教諭等」に係る規定を次のように改める。 ・学校に主務教諭を置くことができる。 ・主務教諭の職名は、主任教諭とする。 ・主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。 ・学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。 ・学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。 (2) 施行日 令和8年4月1日								
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) (1) 総務課において審査済み。 (2) 令和8年3月26日 令和8年第3回東大和市教育委員会定例会で承認済み。								
3. 留意事項 (問題点等)								
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進める。								
5. 審議結果 了承								